

下呂市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和2年4月改正

下呂市通学路交通安全推進協議会

1. プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生していること、また、市内でも児童・生徒が危険な個所を通学路として通行しているなど、通学路の安全対策が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、通学路における危険個所について、道路管理者、警察、地域、教育委員会などが連携して、継続的な取り組みとして、合同点検や必要な対策を行っていくため「下呂市通学路交通安全プログラム」を策定するものです。

平成26年度からは、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童・生徒が安心して通学できる環境づくりを実現していきます。

2. 下呂市通学路交通安全推進協議会

関係機関の連携を図るため、以下を協議会員とする「下呂市通学路交通安全推進協議会」を設置します。

- ・国土交通省高山国道事務所道路管理担当課長
- ・岐阜県下呂土木事務所道路維持担当課長
- ・岐阜県下呂土木事務所道路建設担当課長
- ・下呂警察署交通担当課長
- ・下呂市各地域自治会連合会（会長の指名する者）
- ・下呂市PTA連合会（会長の指名する者）
- ・下呂市教育委員会学校教育担当課長
- ・下呂市道路管理担当課長
- ・下呂市交通安全担当課長

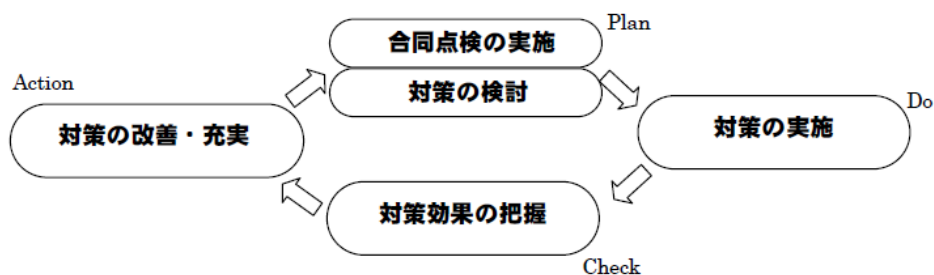
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施

- ・ 学校区を1つのグループとし、5年に1回、合同点検を実施します。また、必要に応じて緊急合同点検を行うこととします。
- ・ 積雪時の危険個所の把握のため、夏期と冬期を交互に行います。
- ・ 本協議会において重点点検箇所を設定し、効率的・効果的に合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

- ・ 学校区ごとに、道路管理者、警察、自治会、学校、保護者が参加することとします。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、個所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・ 対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、小学校が指定する通学路のうち、集合場所から学校まで、及び中学生が通学する道路のうち、概ね5人以上の生徒が通学する道路を原則とします。

5. 箇所図、個所一覧表の公表

学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。